

国立研究開発法人水産研究・教育機構における
研究不正防止に関する基本方針

平成28年7月4日
国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）は、水産物の安定的な供給と水産業の健全な発展に貢献するために、水産分野における研究開発と人材育成を推進しその成果を最大化し社会への還元を進めております。

国民の皆様から信頼される組織であるため、研究における不正行為及び研究費の不正使用（以下「研究活動に関する不正」という。）を防ぐため、以下のとおり、基本方針を定め、適正な研究活動を推進して参ります。

- 1 研究活動に関する不正の防止に係る対策を積極的に推進していくため、適正な運営・管理に関わる者の責任と権限を明確化します。
- 2 研究活動に関する不正を発生させる要因を把握するとともに、PDCAサイクルの下、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を継続的に実施します。
- 3 不正防止計画に基づき、適正な予算執行を行うことが出来るよう、実効性のあるチェックが有効に機能するシステムを構築し、研究費の適正な運営・管理を行います。
- 4 研究活動に関する不正の防止に向けた機構の取り扱い等について、機構内での情報共有はもとより、他の機関との情報共有等も図ります。
- 5 実効性のあるモニタリング体制を整備し、研究活動に関する不正を発生させない環境づくりを目指します。